



## “働けば働いただけ稼げる制度” とさせてはならない!!

乗務員勤務制度の見直しに関する賃金制度の改正が提案されました。

(※FAXニュースNo.369 既報)

### 【廃止】

- 深夜早朝勤務手当 (都市手当加算額)
- 乗務員手当 (深夜額 A・B)
- 構内入換乗務員の乗務手当 (深夜額 A 及び乗務加給)
- 行先地手当

### 【増額】

- 深夜早朝勤務手当 (勤務 1 回 300 円)
- 乗務員手当 (時間額)
- 構内入換乗務員の乗務手当 (時間額)

### 【新規支給】

- 深夜早朝勤務手当

上記した通り、様々な手当を廃止・増額・新規支給することで、会社の試算では現行の行路ベース概算で、乗務員 1 人当たり月額で平均数千円、駅でいえば純粋に増額する、と説明されています。行先地手当の廃止理由に「わかりにくさ」「労働時間ではない時間に支給」を挙げていますが、行先地手当は平成 4 年の乗務員勤務制度の改正の時に「行き先地で待ち合わせ勤務時間があったのを廃止して新設された手当」であり、乗務労働の特殊性を踏まえた手当ということからすると、鉄道会社でありながら、あまりにも乗務労働に不理解だと言わざるを得ません。

一方、実乗務時間等に支給する乗務員手当 (時間額) の増額、休日出勤なら超勤と深夜早朝勤務手当を併給など「働けば働くほど稼げる賃金制度」になってしまわないでしょうか。

**会社から提案された賃金制度の光明面のみにとわかれず、  
労働実態や今後の展望を加味した検証運動を創り出そう!**